

業務及び財産の状況等に関する報告書

〔預金保険法第80条に基づく報告書〕

平成14年5月21日

両筑信用組合

金融整理管財人

桐山 暘三

武藤 知之

# 目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1~2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追求体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

## I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当組合は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月28日に金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事・刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和49年4月1日、地域住民の企業活動と生活の向上を目的として浮羽町に本店を有する浮羽信用組合と甘木市に本店を有する甘木信用組合が対等合併し設立され、名称を「両筑信用組合」といたしました。その後昭和55年4月1日に吉井町に本店を有する吉井信用組合と合併し今日に至っております。

営業地域については浮羽郡、甘木市、朝倉郡等一円とし、店舗は吉井町に本店、その他支店5店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資するなど地域密着経営を行ってまいりました。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態であるサービス業、木材関連業、土木建設業等を中心に経営の悪化する取引先が増加し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成13年3月期決算において当期損失△999百万円（自己資本比率7.31%）を計上することとなりました。

その後、金融庁の検査により、不良債権に対する引当金不足が指摘され、保有有価

証券の評価差損を加味した平成13年9月末での自己資本比率を当組合で修正したところ $\Delta 2.68\%$ に低下し、333百万円の債務超過の状態にあることが判明いたしました。

こうした状況の中にあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻を公表するに至りました。

### (3) 破綻に至った要因

内部牽制機能の形骸化から同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われているなど、貸出金を含めた資産運用面で効果的なリスク管理体制が実現できなかったことが、破綻に至った主たる要因と考えます。

## 3. 管理を命ずる処分までの状況

### (1) 資本の状況

当組合は、平成13年3月期決算を6月28日に発表した後、11月に実施された金融庁による検査の経緯等を踏まえ自ら自己査定(基準日平成13年9月末)を見直したところ、貸倒引当金の増額及び有価証券の評価差損を加味した平成13年9月末の自己資本比率は $\Delta 2.68\%$ となり、平成13年3月末の $7.31\%$ から大幅に低下することとなりました。

### (2) 自己資本回復の断念

当組合は、自ら算定した平成13年9月末での自己資本比率が $\Delta 2.68\%$ に低下し333百万円の債務超過の状態にあることを踏まえ、具体的な改善策を検討いたしました。有効な改善策を見出すことができず、債務超過の状況を解消することは困難と判断し、平成13年12月28日預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うに至りました。

## Ⅱ. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である福岡県浮羽郡のサービス業、製材業を含む中小零細企業者や個人への融資が大部分を占めております。

なお、平成12年3月期以降、地方公共団体への貸出金が増加したことから、その他の構成割合が高くなっております。

<貸出残高推移> 店舗数：6店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	17,456	100.0	17,217	100.0	17,337	100.0	15,133	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	8,680	49.7	8,115	47.1	7,854	45.3	6,584	43.5	29,059	67.7
うち個人	8,408	48.2	8,780	51.0	7,706	44.5	6,882	45.5	13,325	31.0
うちその他	367	2.1	321	1.9	1,776	10.2	1,666	11.0	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

### 2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：6店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	27,620	100.0	27,493	100.0	26,865	100.0	26,724	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	22,586	81.8	22,402	81.5	21,977	81.8	22,284	83.4	52,367	79.7
うち法人預金	2,973	10.8	2,821	10.3	2,601	9.7	2,407	9.0	11,118	16.9
うちその他	2,060	7.4	2,269	8.2	2,286	8.5	2,032	7.6	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

### 3. 投資等業務

#### (1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	6,645	6,450	5,672	△397
国債・地方債	1,343	1,841	1,341	77
社債	1,357	1,108	1,108	△14
株式	0	0	0	—
その他	3,943	3,498	3,221	△458
貸付有価証券	—	—	—	—

#### (2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

### 4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土地（13年3月末）				建物（13年3月末）		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	12	228	164	△63	20	71	66
所有 不動産	3	79	32	△47	1	49	47

## 5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	668	3.8	481	3.1	1,163	2.3
延滞債権	2,559	14.7	1,766	11.6	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	21	0.1	73	0.4	195	0.4
貸出条件緩和債権	385	2.2	76	0.5	2,239	4.5
合 計	3,635	20.9	2,397	15.8	7,999	15.9

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均 (平成13年3月期)	
	金額	債権の占 める割合	金額	債権の占 める割合	金額	債権の占 める割合
破綻更生債権等	2,030	11.3	2,050	13.0	3,310	6.2
危険債権	1,626	9.0	509	3.2	2,509	4.7
要管理債権	407	2.3	124	0.8	2,382	4.5
正常債権	13,927	77.4	13,054	83.0	44,816	84.6
合 計	17,990	100.00	15,737	100.00	53,017	100.00

## Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

### 1. 基本方針

#### (1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

#### (2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

#### (3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、鋭意、検討を進めてきたところ、2月19日に筑後信用金庫と事業譲渡契約を締結いたしました。今後は、可及的かつ速やかに事業譲渡が行われるよう努めてまいります。

以上